

別表（第10条関係）

1 施設使用料

（1） 鳳ホール

（単位：円）

区分		料金							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時		
入場料を徴収しない場合		平日	10,400	20,700	25,200	29,600	43,500	51,200	
		土・日・祝	13,800	27,600	33,600	39,500	58,100	68,300	
大ホール（鳳ホール）	入場料を徴収する場合	1,000円未満	平日	13,800	27,600	33,600	39,500	58,100	68,300
		土・日・祝	18,400	36,700	44,700	52,600	77,400	91,000	
	1,000円以上	平日	17,200	34,400	41,900	49,300	72,500	85,300	
		土・日・祝	22,900	45,800	55,800	65,700	96,600	113,700	
	2,000円以上	平日	18,900	37,800	46,100	54,200	79,700	93,800	
		土・日・祝	25,200	50,400	61,500	72,300	106,300	125,100	
	3,000円以上	平日	20,800	41,600	50,700	59,600	87,700	103,200	
		土・日・祝	27,800	55,500	67,700	79,600	117,000	137,600	
準備及びリハーサル等のための場合		当該使用料の5割							

(2) 読谷村ふれあい交流館

① 中ホール

(単位：円)

区分		料金													
		午前		午後		夜間		昼間		昼夜間		全日			
		9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～17時		13時～22時		9時～22時			
		村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外		
中ホール	入場料を徴収しない場合	平日	1,800	2,200	3,400	4,300	4,200	5,200	4,900	6,100	7,200	9,000	8,500	10,600	
		土・日・祝	2,200	2,700	4,200	5,300	5,200	6,500	6,100	7,600	9,000	11,200	10,600	13,200	
	入場料を徴収する場合	1,000円未満	平日	2,200	2,700	4,200	5,300	5,200	6,500	6,100	7,600	9,000	11,200	10,600	13,200
			土・日・祝	2,600	3,300	5,300	6,600	6,500	8,100	7,600	9,500	11,200	14,000	13,200	16,500
		1,000円以上	平日	2,600	3,300	5,300	6,600	6,500	8,100	7,600	9,500	11,200	14,000	13,200	16,500
			土・日・祝	3,000	3,700	5,800	7,300	7,100	8,900	8,400	10,500	12,400	15,500	14,600	18,200
		2,000円未満	平日	3,000	3,700	5,800	7,300	7,100	8,900	8,400	10,500	12,400	15,500	14,600	18,200
			土・日・祝	3,300	4,100	6,500	8,100	7,900	9,900	9,300	11,600	13,600	17,000	16,000	20,000
		2,000円以上	平日	3,000	3,700	5,800	7,300	7,100	8,900	8,400	10,500	12,400	15,500	14,600	18,200
			土・日・祝	3,300	4,100	6,500	8,100	7,900	9,900	9,300	11,600	13,600	17,000	16,000	20,000
		3,000円未満	平日	3,300	4,100	6,500	8,100	7,900	9,900	9,300	11,600	13,600	17,000	16,000	20,000
			土・日・祝	3,600	4,500	7,100	8,900	8,600	10,800	10,200	12,700	15,000	18,700	17,600	22,000
		3,000円以上	平日	3,300	4,100	6,500	8,100	7,900	9,900	9,300	11,600	13,600	17,000	16,000	20,000
			土・日・祝	3,600	4,500	7,100	8,900	8,600	10,800	10,200	12,700	15,000	18,700	17,600	22,000
準備及びリハーサル等のための場合	当該使用料の5割														

② その他の施設

(単位：円)

区分	料金											
	午前		午後		夜間		昼間		昼夜間		全日	
	9時～12時		13時～17時		18時～22時		9時～17時		13時～22時		9時～22時	
	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外	村内	村外
第1和室												
第2和室												
第1講座室	600	700	1,100	1,400	1,400	1,700	1,600	2,000	2,300	2,900	2,700	3,400
第2講座室												
第3講座室												
視聴覚室												
工作実習室	700	900	1,400	1,700	1,700	2,100	2,000	2,500	3,000	3,700	3,400	4,300
調理実習室												
談話室	300	400	600	700	600	800	700	900	1,000	1,300	1,200	1,500
ギャラリー	1日につき2,000円											

2 冷房使用料

区分	単価
大ホール（鳳ホール）	1時間につき 4,500円
中ホール	1時間につき 1,000円
リハーサル室のみの使用	1時間につき 500円
和室	1時間につき 500円
談話室	1時間につき 500円
講座室	1時間につき 500円
視聴覚室	1時間につき 500円
工作実習室	1時間につき 500円
調理実習室	1時間につき 500円

3 附属設備使用料

種別	単位	使用料
舞台道具	1回1点につき	1,500円以内で教育長が定める金額
音響器具	1回1点につき	1,500円以内で教育長が定める金額
照明器具	1回1点につき	6,000円以内で教育長が定める金額
ピアノ	1回1点につき	5,000円以内で教育長が定める金額
映写機（16mm）	1回1点につき	2,000円以内で教育長が定める金額
電源	1回1点につき	100円以内で教育長が定める金額
スライドプロジェクター	1回1点につき	500円以内で教育長が定める金額
各種効果器具	1回1点につき	1,500円以内で教育長が定める金額

備考

- 1 「平日」とは月曜日から金曜日までをいう。（2に規定する祝祭日を除く。）
- 2 「祝祭日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日をいう。
- 3 施設使用料は楽屋等の付帯設備を含む。ただし、リハーサル室のみの使用料は午前600円、午後800円、夜間1,000円とする。
- 4 「入場料」とは入場料・会費・会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。
- 5 使用時間を経過して使用する場合は1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とみなす）を限度とし、次の使用料を徴収する。
 - （1） 12時から13時までの1時間については午前使用料の3分の1の額
 - （2） 17時から18時までの1時間については午後使用料の4分の1の額
 - （3） 22時から23時までの1時間については夜間使用料の4分の1の額
- 6 使用料の算定において100円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。
- 7 商業宣伝、若しくは営利、またはこれらに類似する行為を目的として使用する場合の施設使用料は次のとおりとする。
 - （1） 大ホール（鳳ホール）・中ホール
入場料を徴収する場合の3,000円以上の使用料区分欄を適用する。
 - （2） リハーサル室
当該使用料の20割額